

## ○平群町奨学資金貸付に関する条例

(平成 13 年 3 月 9 日条例第 12 号)

改正 平成 14 年 3 月 25 日条例第 23 号

平群町奨学金貸与条例(昭和 47 年 3 月平群町条例第 12 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、本町の住民基本台帳に引続き登録された居住者の要保護世帯並びにこれに準ずる世帯(生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の生活最低基準額の 100 分の 150 を超えない世帯)の子女に対し学資(以下、奨学金という。)の貸付を行い、修学の奨励と教育の機会均等を図り、もって将来社会の有能な人材を育成することを目的とする。

(業務)

第 2 条 この目的達成のため、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 奨学金の貸付
- (2) 奨学金の貸付を受ける学生、生徒(以下、奨学生という。)の指導
- (3) 前各号の業務に附帯する業務

2 前項各号のほか、この目的達成に必要な業務を行うことができる。

(委託)

第 3 条 町長は、相当と認める団体に前条の一部又は全部を委託することができる。

(奨学金の種類)

第 4 条 奨学金の貸付は、一般貸付と特別貸付の 2 種とする。

- (1) 一般貸付は、高等学校及び学校教育法の規定による高等専門学校に在学する者に貸し付けるものとする。
- (2) 特別貸付は、大学及び短期大学に在学する者に貸し付けるものとする。

(貸付金額)

第 5 条 一般貸付、特別貸付による奨学金の貸付の額は、次の各号に掲げる金額を超えない限度において貸付する。

- (1) 一般貸付 月額 10,000 円
- (2) 特別貸付 月額 15,000 円

(奨学金の取消し)

第6条 奨学生が第1条の規定等に該当しないと認められる場合は、その後の奨学金の貸付を取消しする。

(奨学金返還期限方法)

第7条 奨学金の返還期限は、貸付期間終了の月の翌月より起算して6か月を経過した後10年以内とし、その返還は年賦、半年賦、月賦その他の割賦の方法によるものとする。ただし、何時でも繰上返還をすることができる。

2 貸付金には、利息を附さない。

(返還の猶予)

第8条 町長は、奨学生が災害又は傷い疾病によりその奨学金の返還が困難となったとき、その他特別の事由があるときは、その返還の期限を猶予することができる。

(返還の免除)

第9条 町長は、奨学生が死亡又は重度障害により返還不能となった場合には、その奨学金の全部又は一部を免除することができる。

(庶務)

第10条 この事務の庶務は、教育委員会において処理する。

(その他)

第11条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則(平成14年3月25日条例第23号)

この条例は、平成14年4月1日から施行する。